

京田辺市監査公表第3号

定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和3年12月27日

京田辺市監査委員 瀧山茂樹

京田辺市監査委員 田原延行

定期監査等の結果に関する報告について

第1 監査の概要

令和3年度京田辺市監査実施方針及び年間監査計画、並びに京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号。以下「監査基準」という。）に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

市民部所管の令和2年度財務に関する事務の執行（令和元年度から令和2年度へ繰越した予算及び令和2年度から令和3年度へ繰越した予算を含む。）及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

今回の監査は、法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、その事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた次の項目が適切に行われているかを確認した。

また、法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

「重点確認項目」

- (1) 京田辺市行政改革実行計画の重点プログラム事項の進捗状況について、事業管理が適切に行われているか。
- (2) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (3) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (4) 意思決定のプロセスは適切か。

- (5) 出張報告書が適切に作成されているか。
- (6) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。
- (7) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (8) 切手等の使用や保管が適切に行われているか、また郵便物を発送する際の誤発送の防止対策等が行われているか。
- (9) 個人情報を含む申請書等の管理が適切に行われているか。
- (10) 物品購入や修繕等財務事務に関する事務が適正に行われているか、また出納保管が適切に行われているか。
- (11) 証明書等発行手続が適切に行われているか、また手数料の徴収・入金事務等が適切に行われているか。
- (12) 補助金や助成金等支出が交付要綱等に基づき適正に執行されているか。
- (13) 市税や手数料等の収入に関する事務が適正に行われているか、また債権管理事務が適切に行われているか。
- (14) 公の施設の管理について、指定管理者による適切な運営がなされているか。

4 監査の主な実施内容

監査の実施については、あらかじめ対象部局に関係資料の提出を求めて書類調査を行い、その調査内容について監査等課題事項確認書を所属に照会の上回答を求め、その回答内容について所属別に弁明、見解等の聴取（所属別ヒアリング）を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

市役所庁舎 4 階監査委員事務局

(2) 監査の日程（実施期間）

令和 3 年 7 月 2 7 日から令和 3 年 1 2 月 2 3 日まで

第 2 監査の結果

監査基準第 2 3 条の規定により、監査の結果に関する報告等を次のとおり行う。

1 監査の結果に関する報告

(1) 総括的事項

監査の結果、監査の対象に係る財務に関する事務の執行については、法令等に基づいておおむね適正に事務処理が行われており、経営に係る事業の管理については、適切な管理が行われていた。

しかし、所属別に物品・役務等に係る契約手続やその事務処理において一部不適正なもの、また補助金交付手続や財務事務手続において一部不適切なものが見受けられた。

これらのことから、次の所属別事項について、市民部内で周知徹底の上、適正な財務事務の執行を行われたい。

(2) 所属別事項

ア 市民政策推進室

特に指摘すべき事項等はない。

イ 市民参画課

- a 予算の支出において、歳出予算科目の一部不適当なものが見受けられたことから、適切な予算科目からの執行に留意されたい。
- b 物品・役務等に係る発注事務において、一部不適正なものが見受けられたことから、適正な契約事務及び検収を行われたい。
- c 賃借料に係る支払事務において、支払遅延等事務に一部不適切なものが見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。

ウ 税務課

- a 随意契約に係る事務処理において、書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- b 業務委託において、契約期間に応じて債務負担行為の設定を検討の上、適切な契約事務を行うとともに、委託に伴う個人情報取扱事項等契約事項に一部不備なものが見受けられたことから、個人情報の適正な管理体制を整備されたい。

エ 国保医療課

- a 国民健康保険事業財政調整基金において、必要に応じて関係例規の見直しを行い、適切な基金運用を図られたい。
- b 後期高齢者医療保険料徴収事務において、滞納処分に係る事務処理に一部不適正なものが見受けられたことから、債権管理マニュアル等を整備し、適正な債権管理を行われたい。

オ 市民年金課

- a 財務会計処理における支出事務において、添付書類に一部不備なものが見受けられたことから、適正な財務事務の執行を行われたい。
- b 戸籍情報システムに係るデータ保護管理のための訓練計画を適切に策定し、実施されたい。

カ 人権啓発推進課

- a 行政財産使用料の収入において、調定すべき時期に事務処理が行われていないものが見受けられたことから、使用料に係る納付の時期を見直し、適切な収入事務を行われたい。
- b 施設等賃借に係る長期継続契約の事務において、解除条項等契約事項に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。

キ 文化・スポーツ振興課

- a 補助金交付事務において、交付決定の内容と実績報告の内容に一部差異が生じたものが見受けられたことから、実績報告書等により補助対象経費を精査の上、適正な補助金交付手続を行われたい。
- b 報酬や報償費の支出において、必要に応じて関係例規の整備・見直しを行い、適正な支出事務を行われたい。
- c 行政財産使用料の収入事務において、調定すべき時期に事務処理が行われていないものが見受けられたことから、使用料に係る納付の時期や加算金の算定方法を見直し、適切な収入事務を行われたい。
- d 業務委託に係る契約事務において、書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。

ク ワールドマスターズゲームズ推進室

- a 補助金交付事務において、補助金交付決定者である市長と交付先の団体

である実行委員会の会長に係る双方代理の関係を整理の上、適正な補助金交付事務を行われたい。

2 監査の結果に関する報告に添える意見

- (1) 長期継続契約は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには予算で債務負担行為として定めておかなければならない予算の単年度主義に対し、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる特例を定めたものである。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないことから、法令等に基づく適正な契約事務を行われたい。
- (2) 補助金の交付については、各種団体の事業の目的や活動の内容に応じて、限られた予算の範囲内において適正な補助金交付が求められる。このことから、補助金の交付に関する規則や要綱の規定に基づき、適正な補助金交付手続を行われたい。
- (3) 新型コロナウイルス禍による社会状況の変化が、証明書発行等対面の窓口サービスに大きな影響を及ぼしている。書面の押印見直しや非接触型決済等デジタル行政の推進に努め、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会として、人に優しいデジタル化を推進されたい。
- (4) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、地方公共団体は、この法律の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの標準化を実施しなければならない。今後は、標準化基準に適合するシステム運用を構築の上、システムの業務委託に係る適正な管理体制を整備し、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に取り組まれたい。

3 監査の結果に関する報告に係る勧告

勧告すべき事項はない。